

2020年
5月12日号

新型コロナウイルスとISDS(投資家と国家との間の紛争解決)

執筆者: 石戸 信平、川崎 勝暉

※ 本ニューズレターは、2020年5月11日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1 はじめに

投資家は、投資受入国政府との間で投資に関する紛争(投資紛争)が生じた場合、一定の条件の下、二国間または多国間の投資協定および投資章を含む経済連携協定(投資関連協定)の規定に従い、当該紛争を仲裁等の紛争解決手続(Investor-State Dispute Settlement(ISDS))に付託することができます¹。ISDSは、拡大する外国投資に伴う実効的な紛争解決手段として近年注目を集め、ISDSに付託された紛争の件数は、世界的に見て上昇傾向をたどってきました²。

しかしながら、ISDSも、昨今の新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的大流行およびその余波による影響から無関係ではいられません。

短期的な影響としては、ISDSの本体または後続の手続が遅延する、または、そもそも不可能になるといった事態が生じることが想定されます。現に、本ニューズレター作成時点で公表されている範囲でも、①ボリビアが、係属中の投資仲裁手続において、COVID-19対応が急務であるとして、手続の停止を申し立てた事例(*Orlandini-Ágreda and Compañía Minera Orlandini v. Bolivia* 事件。結論として、手続の停止は認められなかったが、30日間の提出期限等の延長が認められた³)、②グアテマラが、同国に35百万米ドルの支払いを命じた投資仲裁判断が執行されると、国家財政が逼迫し、COVID-19対応に支障をきたすとして、執行手続

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000089854.pdf>

² <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/2c7c30fd310221a2.html>

³ *Julio Miguel Orlandini-Ágreda and Compañía Minera Orlandini Ltda. v. Plurinational State of Bolivia*, PCA Case No. 2018-39
[https://globalarbitrationreview.com/digital_assets/cec2869d-55ac-40fe-aab7-0a6c516fa5f7/Procedural-Order-No.-7-\(Respondent's-Request-for-Suspension-of-the-Time-limit-for-the-Submission-of-its-Statement-of-Defense\).pdf](https://globalarbitrationreview.com/digital_assets/cec2869d-55ac-40fe-aab7-0a6c516fa5f7/Procedural-Order-No.-7-(Respondent's-Request-for-Suspension-of-the-Time-limit-for-the-Submission-of-its-Statement-of-Defense).pdf)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

の停止を申し立てた事例(TECO v. Guatemala 事件)⁴、③エジプトと国際的なガス会社との間で巨額投資紛争の和解契約が締結されたが、COVID-19 の拡散を防止するための活動制限により、和解条件の履行が不可能となり、同契約が解除された事例(Unión Fenosa v. Egypt 事件)⁵が出ています。このような事態をふまえ、COVID-19 問題が終息するまでの間、全ての ISDS を一時停止することを求める声すら出ています⁶。

それでは、中長期的な影響としてはどのようなものがあり得るでしょうか。本ニューズレターでは、想定される多様な影響のうち、重要と思われるものを簡潔にご紹介いたします。

2 COVID-19 に起因する新たな投資紛争の発生

数多くの国家が、COVID-19 から国民の生命および健康を守るため、様々な措置を講じています。典型的なものとしては、ロックダウンや移動制限が挙げられますが、他にも、例えば、次のような措置が講じられています⁷。

A 国民の生命および健康を守るための措置

国家	措置の概要
中国、ミャンマー、チェコ、韓国、イタリア	マスクや医薬品を製造している、または、これから製造する企業に対する行政上または経済上の優遇策
スペイン、スイス	病院や医療用物品の製造工場等に対する政府の介入
米国	自動車製造会社(General Motors)に対する換気装置の製造義務づけ(他企業に対しても義務が課される可能性あり)
EU 諸国、英国、インド	COVID-19 感染者の治療に効能があると考えられている医薬品の一部または全部の輸出禁止

同様に数多くの国家が、COVID-19 の流行に伴う経済活動の停滞により打撃を被った国民や国内産業を救済するため、様々な措置を講じています。典型的なものとしては、休業補償や資金援助が挙げられますが、他にも、例えば、次のような措置が講じられています⁸。

B 国民や国内産業を経済的窮状から救済するための措置

国家	措置の概要
エジプト	産業用の天然ガスおよび重工業向け電気の料金の引き下げ
ペルー	道路の通行料金の徴収停止
イタリア、フランス、英国、米国	経済的損失の大きい企業(航空会社等)の全部または一部の国有化またはその検討

⁴ [TECO Guatemala Holdings, LLC v. Republic of Guatemala, ICSID Case No. ARB/10/23](https://www.law360.com/articles/1262849)
<https://www.law360.com/articles/1262849>

⁵ [Unión Fenosa Gas, S.A. v. Arab Republic of Egypt, ICSID Case No. ARB/14/4](https://www.iareporter.com/articles/battle-over-2-billion-award-continues-as-union-fenosa-settlement-falls-through-due-to-pandemic/)
<https://www.iareporter.com/articles/battle-over-2-billion-award-continues-as-union-fenosa-settlement-falls-through-due-to-pandemic/>

⁶ http://ccsi.columbia.edu/2020/05/05/isds-moratorium-during-covid-19/?utm_source=CCSI+Mailing+List&utm_campaign=3dca9f0160-GRASFI+2020+Moving+Online_COPY_02&utm_medium=email&utm_term=0_a61bf1d34a-3dca9f0160-57381705

⁷ https://unctad.org/en/PublicationsLibrary/diaepcbinf2020d3_en.pdf

⁸ https://unctad.org/en/PublicationsLibrary/diaepcbinf2020d3_en.pdf

これらの措置は、いずれも、未曾有の大危機に対処するためのものであり、投資家も一定の範囲において恩恵を受け得るものです。もっとも、中には、投資財産から得られる収益を制限したり、投資財産を剥奪したりするなど、既存の投資環境を大きく変更し得るものもあります。

今後、外国投資家の中には、例えば、次のような理由から、投資受入国が COVID-19 対応のために採用した措置が投資関連協定が規定する義務の違反を構成すると主張し、ISDS 手続に則り、当該国を提訴する者も現れるかもしれません⁹。

- 内国民待遇違反
 - 正当な理由なく、外国投資家を同様の状況にある内国投資家よりも不利に扱うものである。
- 公正衡平待遇義務違反
 - 当該国による保証・約束等を信頼して投資をした投資家の正当な期待を侵害するものである。
 - 特定の者のみを優遇する、恣意的、または、差別的なものである。
 - 政策目的達成のための手段として、合理性を欠く、または、均衡性を欠くものである。
 - 適正な手続に則らずに導入されたものである。
- 収用
 - 投資関連協定が規定する適法な収用の要件(正当な目的があること、差別的でないこと、適正手続に従って行うこと、迅速、適当かつ実効的な補償)を満たしていないにもかかわらず、投資財産を所有権の移転または差押え等により国有化するものである(直接収用)。
 - 投資財産に関する権原の移転は生じていないが、不当に投資財産の利用やそこから得られる利益を大きく阻害するものである(間接収用)。
- 義務遵守条項(アンブレラ条項)違反
 - 当該国政府が投資家との間で締結した契約に基づく義務の履行を怠ったものである。

これに対して、国家は、COVID-19 から国民の生命および健康を守るために採用した措置であること、または COVID-19 に関連する経済危機に対応するために採用した措置であることを強調し、例えば、次のような理由から、投資関連協定が規定する義務の違反はない、または、違反があるとしても、その違法性が阻却される旨反論することとなるのではないかと考えられます¹⁰。

- 正当な政策目的のための措置は、義務違反を構成しない
 - 国民の生命・身体・健康の保護のための措置は、原則として公正衡平待遇義務違反や収用を構成しない(CPTPP, Annex 9-B, 3(b), *Philip Morris v. Uruguay* 事件仲裁判断¹¹等)。
- 投資関連協定の例外規定
 - 近時の投資関連協定は、公の秩序の維持、生命・健康の保護等のための措置を実施することを妨げないことや、自国の安全保障上の重大な利益の保護の必要がある場合には投資受入国が制限的措置を採ることができると規定している(EU・カナダ包括的貿易投資協定 28.3(2)(a)(b)および 28.6、中国・オーストラリア自由貿易協

⁹ <http://arbitrationblog.kluwerarbitration.com/2020/04/21/the-covid-19-crisis-and-investment-arbitration-a-reflection-from-the-developing-countries/>
<https://www.ejiltalk.org/epidemic-sovereignty-contesting-investment-treaty-claims-arising-from-coronavirus-measures/>
<https://www.bilaterals.org/?peru-warned-of-potential-icsid&lang=en>

¹⁰ <http://arbitrationblog.kluwerarbitration.com/2020/03/30/covid-19-and-investment-treaty-claims/>
<https://www.shearman.com/perspectives/2020/04/covid-19-international-investment-protection>
<https://www.law360.com/articles/1268760/covid-19-claims-may-test-tribunals-with-thorny-questions>

¹¹ [Philip Morris Brands Sàrl, Philip Morris Products S.A. and Abal Hermanos S.A. v. Oriental Republic of Uruguay, ICSID Case No. ARB/10/7, Award of July 8, 2016](http://www.icsid.org/icsid/press/Philip-Morris-Brands-Sarl-Philip-Morris-Products-S.A.-and-Abal-Hermanos-S.A.-v.-Oriental-Republic-of-Uruguay-ICSID-Case-No.-ARB/10/7-Award-of-July-8-2016)

定 16.2、16.3 および 9.11(4)等)。

- 一般国際法上の違法性阻却事由
 - 義務の履行を物理的に不可能にする抗し難いまたは予見不可能な外的事情によるものである(不可抗力)。
 - 重大かつ切迫した危険から根本的利益を守るために、やむを得ず行ったものである(緊急避難)。

投資家側、国側が行うことのできる主張は、援用される投資関連協定により異なり、両者の言い分のいずれに理由があるのかについて、本ニューズレターで立ち入った検討はしませんが、いずれにせよ、具体的な係争事案においては、前代未聞の事態における国家の規制権限には最大限配慮しつつ、個別の措置の目的、内容、必要性、および、投資家に与えた不利益の程度等の具体的な事実関係を援用されることとなる投資関連協定の規定に当てはめて検討することが重要であろうと考えられます¹²。

3 COVID-19 をふまえた投資関連協定の立案

COVID-19 対応として国家が採った措置に起因する投資紛争が生じる可能性があることは、今後締結される投資関連協定の立案作業にも影響を及ぼすと思われます。現に、欧州委員会(European Commission)は、COVID-19 に伴う危機への対応に伴い公債が増大するであろうことを考慮し、現在見直しがなされているエネルギー憲章条約の改訂版草案の中に公債の再編に起因する紛争を ISDS に付託することができる場合を制限する Annex を新たに設けました¹³。このような仕組みは、特に、公債が自国通貨建てではない、金融政策の自由度が低い等の理由により、公債発行の大幅な増大および経済危機により債務再編やデフォルトのリスクが高まる国々においてニーズがあるものと考えられます。実際、アルゼンチン、ギリシャの金融危機にともなう国債のデフォルトまたは債務再編に関して ISDS が提起されており(*Abaclat and others v. Argentina* 事件¹⁴、*Poštová banka and Istrokapital v. Greece* 事件¹⁵等)、それを受けて、近時は、ISDS への付託を制限する条項を規定する協定も見られます(CPTPP, Annex 9-G.等)。他方、米国、日本等、もっぱら自国通貨建てで公債を発行している国々にとっては、ISDS の請求を引き起こすような債務再編やデフォルトが生じるリスクは低く¹⁶、相対的にニーズは少ないと思われます。

また、この他にも、COVID-19 のような感染症に対応するための国家の規制権限の行使に特に配慮した規定を置く投資関連協定が出てくることが予想されます¹⁷。

4 まとめ

COVID-19 の蔓延は、全世界的な規模で、投資活動を大きく減退させるであろうといわれています¹⁸。その結果、この状況が長く続けば、外国投資が停滞し、ISDS のニーズも低下するかもしれません。しかしながら、COVID-19 に起因する新たな投資紛争が登場したり、新たなルール作りが促進されたりする可能性があります。他の分野と同様、ISDS についても、ポスト COVID-19 の世界を見据え、日々知見を深めていく必要があります。

以上

¹² <https://globalarbitrationreview.com/article/1222354/could-covid-19-emergency-measures-give-rise-to-investment-claims-first-reflections-from-italy>

¹³ <https://www.euractiv.com/wp-content/uploads/sites/2/2020/04/EU-Proposal-for-ECT-Modernisation-V2.pdf>

¹⁴ [Abaclat and others v. Argentine Republic, ICSID Case No. ARB/07/05](https://icsid.worldbank.org/ICSID/CaseDetails.aspx?CaseNo=ARB/07/05)

¹⁵ [Poštová banka, a.s. and Istrokapital SE v. Hellenic Republic, ICSID Case No. ARB/13/8](https://icsid.worldbank.org/ICSID/CaseDetails.aspx?CaseNo=ARB/13/8)

¹⁶ https://www.mof.go.jp/about_mof/other/other/rating/p140430.htm

¹⁷ <https://unctad.org/en/pages/newsdetails.aspx?OriginalVersionID=2353>

¹⁸ https://unctad.org/en/PublicationsLibrary/diae_gitm34_coronavirus_8march2020.pdf



いしど しんぺい
石戸 信平

西村あさひ法律事務所 弁護士

s.ishido@jurists.co.jp

2009年弁護士登録、2012-2015年外務省国際法局経済条約課(課長補佐)、2016-2017年ロンドンの国際仲裁専門法律事務所スリークラウンズ法律事務所にて勤務。これまで、ICSID、UNCITRAL、ICC等の仲裁規則が適用される投資紛争解決において当事者を代理している。また、国際投資、サービス貿易、政府調達、宇宙法等の分野における国際ルールの形成、国内履行、民間による活用に精通し、これらの分野について国内外の企業、政府に対して助言を提供している。



かわさき まさき
川崎 勝暉

西村あさひ法律事務所 弁護士

m.kawasaki@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。国際仲裁、国際訴訟を中心に紛争解決業務を担当。ICC、SIAC、JCAA、UNCITRAL等の仲裁規則が適用される商事仲裁、投資仲裁において、代理人、仲裁人補助者を務めた経験を有する。また、CPTPP投資章に関する論文、日本が締結した投資関連協定に関する論文の執筆、日印包括的経済連携協定に関するセミナー、ICSID(投資紛争解決国際センター)、欧州委員会通商総局との共催セミナーに関与。元検察官。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020